

栃木市  
新型インフルエンザ等対策行動計画  
(概要)

平成26年9月  
栃木市

# 栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

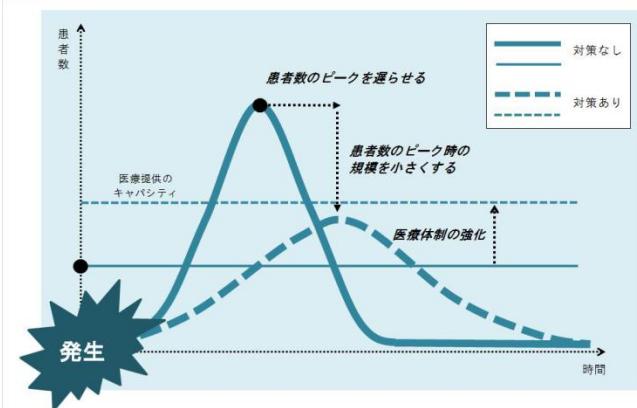
## 新型インフルエンザ等対策の総合的推進

### 目的

- 1 : 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する
- 2 : 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

### 基本方針

- 1 : 新型インフルエンザ等対策を迅速かつ柔軟に実施する
- 2 : 社会全体が一丸となって対策に取り組む
- 3 : 複数の対策をバランス良く実施する



市行動計画に基づく対策のイメージ  
(栃木県行動計画から引用)

### 主要4項目

#### 実施体制

- ・対策本部の運営
- ・業務継続計画の策定
- ・帰国者、接触者外来設置への協力

#### 情報の収集と適切な方法による情報提供

- ・最新情報の収集
- ・住民等への情報提供
- ・相談窓口の設置

#### 予防・まん延防止に関する措置

- ・特定接種の実施
- ・住民接種の実施
- ・咳エチケットやマスク着用等のまん延防止対策
- ・不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請への協力

#### 生活環境の保全・その他の住民生活及び地域経済の安定に関する措置

- ・要援護者への生活支援
- ・生活関連物資の流通確保
- ・埋火葬の円滑な実施
- ・臨時の遺体安置所の設置

### 実施上の留意点

- ・危機管理としての特措法の性格…緊急事態措置の実施は、国が示す基本的対処方針を基に、学識経験者の意見も踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性や流行状況等を勘案し、総合的に判断する
- ・市行動計画の性格…実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定め、基本的人権を尊重しつつ、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すもの
- ・ガイドラインの作成…対策を実施決定する際の判断方法や具体的な対策の運用手順、住民等が取組むべき感染予防策などを必要に応じて作成する

## 市行動計画の位置付け等

- 特措法第8条に基づき、栃木県行動計画の内容を踏まえて、市が作成する法定計画で、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、実施する対策等を示す

**対象疾病** : 新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新感染症

## 発生段階

- 発生状況に応じて対策を講じるため、5段階に分類

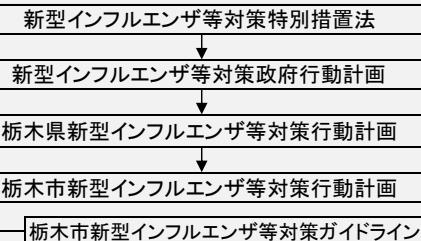
① 未発生期	新型インフルエンザ等の発生が国内、海外ともに確認されていない段階
② 海外発生期	海外で発生したが国内発生していない段階
③ 国内・県内・市内発生早期	国内のいずれかの都道府県で発生した段階
④ 県内・市内感染期	県内における患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階
⑤ 小康期	患者の発生が減少し、流行が低い水準で留まっている状態

## 被害想定

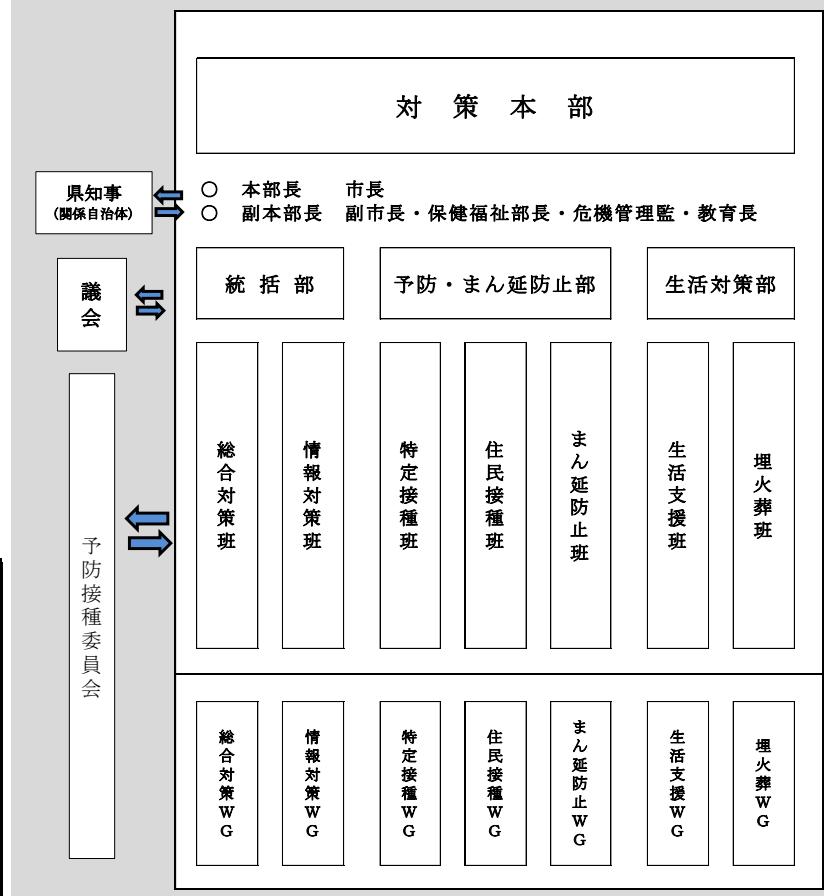
外来受診者数	分類	入院患者数	死亡者数	致命率	過去の事例
約16,600人 ～ 約32,000人	中等度 重度	約680人 約2,570人	約220人 約820人	0.53% 2.0%	アジアインフルエンザ (1957年) スペインインフルエンザ (1918年)

## 各主体の役割分担

・ 県	コールセンターの設置、帰国者接触者外来の開設、隣接県や市町間の調整
・ 市	住民相談、予防接種の実施、要援護者への支援、埋火葬の円滑な実施等
・ 医療機関	診療継続計画に基づく医療提供
・ 指定地方公共機関	業務計画の策定、発生時に実務実施の責務
・ 登録事業者	医療従事者や住民生活の維持に寄与する事業者
・ 一般の事業者	特定接種対象
・ 住民	業務の継続、職場の感染予防の徹底
	感染予防対策の理解と実践、生活必需品の備蓄



## 栃木市新型インフルエンザ等対策本部実施体制



## 発生段階における対策



※ (緊)は緊急事態宣言がなされている場合の対策